

新（令和 8 年 10 月 1 日改訂）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改訂）	備 考
測量業務共通仕様書 令和 8 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	測量業務共通仕様書 令和 7 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	

新（令和 8 年 10 月 1 日改訂）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改訂）	備 考
第 1 章 総 則 第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～30.（略） 31.「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 32.～39.（略） 40.「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいい、原則、これを用い業務を実施する。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。 受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 第 106 条 業務の実施 1. 測量業務は「規程」により実施するものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規定」の定めその他、別途国土地理院が定めるマニュアルによるものとする。 2.（略） 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1.（略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	第 1 章 総 則 第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～30.（略） 31.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1)電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 32.～39.（略） (新規) 第 106 条 業務の実施 1. 測量業務は「規程」により実施するものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規定」の定めその他、別途地理院が定めるマニュアルによるものとする。 2.（略） 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1.（略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
地質・土質調査業務共通仕様書 令和 8 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	地質・土質調査業務共通仕様書 令和 7 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
第 1 章 総 則 第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～30.（略） 31. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 32. ～40.（略） 40. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいい、原則、これを用い業務を実施する。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。 受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. （略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	第 1 章 総 則 第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～30.（略） 31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1)電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 32. ～40.（略） （新規） 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. （略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
第 2 章 機械ボーリング 第 204 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 採取したコアの提出要否は、監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1 m 毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。 (4)（略） 第 7 章 軟弱地盤技術解析 第 702 条 業務内容 1. ～ 2.（略） 3. 現況地盤解析 （1）地盤破壊 設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 （2）（略） （3）地盤圧密沈下 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。	第 2 章 機械ボーリング 第 204 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 採取したコアの提出要否は監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m 毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 (4)（略） 第 7 章 軟弱地盤技術解析 第 702 条 業務内容 1. ～ 2.（略） 3. 現況地盤解析 （1）地盤破壊 設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 （2）（略） （3）地盤圧密 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
（ 4 ） （略） 4 . 検討対策工法の選定 当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特Ⓐ性・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を 1 つ又は複数選定するものとする。 5 . ～ 7 . （略）	（ 4 ） （略） 4 . 検討対策工法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特Ⓐ性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を 1 つ又は複数選定するものとする。 5 . ～ 7 . （略）	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
設計業務等共通仕様書 令和 8 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	設計業務等共通仕様書 令和 7 年 10 月 1 日 愛 知 県 建 設 局	

新（令和 8 年 10 月 1 日改定）	旧（令和 7 年 10 月 1 日改定）	備 考
第 1 章 総 則 第 1102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～32.（略） 33.「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 34.～41.（略） 42.「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいい、原則、これを用い業務を実施する。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。 受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. （略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。 第 1 章 設計業務一般 第 1209 条 設計業務の条件 1. ～11.（略） 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討する場合には、従来技術に加え、NETIS 等を利用し、「設計	第 1 章 総 則 第 1102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. ～32.（略） 33.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1)電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 34.～41.（略） （新規） 第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 1. （略） 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。 第 1 章 設計業務一般 第 1209 条 設計業務の条件 1. ～11.（略） 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討する場合には、従来技術に加え、NETIS 等を利用し、有用な	

新（令和8年10月1日改定）	旧（令和7年10月1日改定）	備 考
段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、NETIS 等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議の上、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、NETIS 等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議の上、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	

